

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年度（2022年度）第22回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 山城良嗣

開催日時 令和5年（2023年）3月22日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時23分

開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、稲福喜久二副部長

（総務課）石川泰江課長、稲森恵子副参事、大城孝史副参事、又吉剛主幹、棚原咲子主査、  
新里隆司主査、松井都矢子主査

【学校教育部】名嘉原安志部長、仲宗根浩副部長

（教育相談課）上江洲寛課長、池原哲之主幹、南正樹指導主事

（学校教育課）松原伸一課長、比嘉学副参事、喜屋武直人管理指導主事、濱川太副参事、  
仲村海主任主事

（学務課）宮川晴美課長、幸地英子主幹

【市民文化部】渡慶次一司部長

（文化財課）大城敦子課長、外間政明担当副参事、親川さおり副参事

議事日程

- 1 議案第29号 支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について 【教育相談課】
- 2 議案第30号 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について  
【教育相談課・学校教育課】
- 3 議案第31号 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について  
【学校教育課】
- 4 議案第32号 那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について 【学務課】

- 5 議案第33号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 6 報告1 令和4年度教育行政マネジメントの実施結果について【総務課】
- 7 報告2 第3次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）【文化財課】

山城教育長 時間となりましたので、令和4年度第22回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が5件、報告が2件となっております。会議録の署名は本仲委員にお願いをします。これより審議に入ります。議案第29号「支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第29号「支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」、支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴い、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)が廃止される。これに伴い同条例第8条に規定されていた本人収集の原則については、同法では規定されていないため、本人以外の者から個人情報を収集する根拠を同法や同条例に求めることが出来なくなる。また、同条例第8条第3項の規定していた通知も不要となる。よって、支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定に基づきこの議案を提出します。詳細については教育相談課から申し上げます。

山城教育長 教育相談課 お願いします。

池原主幹 お手元の配布資料1ページ以降でございます。支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則といたしまして、新旧対照表を作成しております。左側が改正前、右側が改正後となります。今回、個人情報保護法の改正に伴うものがメインとなりまして、こちらに関するものが、2ページの旧左側改正前第4条、個人情報保護条例との関係等に関するもので、第4条第1項の部分です。本人以外からの収集は条例に基づくものとして行うことができるということで規定がありましたが、こちらが、今回、削除されることとなります。又、それ以外に、これを機に様式等の規定を、こちらの規則ではなく要綱に定めることとしたいと考えますので文言整理も合わせて行っております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

山城教育長 ただいま教育相談課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 この様式については、引き続き教育長が定めるんですね。表のかがみ文の中に、同条例第8条第3項の規定による通知も不要になるとありますけれども、どんな内容だったんですか。第8条というものは。

山城教育長 教育相談課、お願いします。

池原主幹 条例第8条というのは、個人情報保護条例なんですけれども、本人以外からも、条例に基づいて情報収集をすることができて、それに基づいて、通知ですね。個人情報保護条例審議会等がございますので、そちら関係の手続きも不要となりますということで削除されます。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。二木委員、お願いします。

二木委員 本人以外の者から個人情報収集することができなくなるという意味なんですよ。そのことによって、いろんな支障を生じるということもありうるんですか。

山城教育長 教育相談課、お願いします。

池原主幹 今のところ、基本的には、こちらの支援記録簿に関しては、児童生徒本人から、若しくは教員が自分で情報収集したものを記載しているという事例になっておりまして、二木委員から、今、ご質問があったような、これに伴って業務に支障がでるような状態にはならないというふうに想定しております。

山城教育長 よろしいですか。ほか、どうでしょうか。大丈夫ですか。特に質問等はないようですので、議案第29号「支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第29号「支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

引き続き議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。提案理由でございます。支援記録簿の取扱いに関する規則(平成22年那覇市教育委員会規則第9号)の一部改正に伴い、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定に基づき、この議案を提出いたします。詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

山城教育長 教育相談課、お願いいたします。

池原主幹 先程の支援記録簿の取扱いに関する規則は個人情報保護法や保護条例の改正廃止に伴って改正する扱いでした。又、支援記録簿取扱いの規則の中で定めておりました様式を要綱で教育長が別に定めることの影響ですね、この度、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則に記載があります支援記録簿の作成という文言を、削除する必要が生じたので、この度、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正させていただき流れになります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま教育相談課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。又、先程の変更に伴って、今回、管理運営規則から、この部分を抜いたということですね。よろしいですか。二木委員、お願いします。

二木委員 全体を見てないので、何とも言えないんですけども、その1ページの改正後のところに、カッコして支援記録簿って書いているのにも関わらず、その部分を削除し

ちゃったので、支援記録簿についての記載というのは別のところに、もう既にあるということでもよろしいんですか。

山城教育長 教育相談課、お願いします。

池原主幹 こちらの支援記録簿の規則自体は、平成22年からスタートしている規定なんですけれども、こちらの管理運営規則のほうは平成2年からスタートしておりまして、規定されたのは支援記録簿が後からなので、13条の2という形で規定されているんですけれども、実際には、下段の部分で、様式を別で定めますということ、この規則で記載しておるものですから、様式自体は、その支援記録簿、こちらに載っている規則で作成することではなくなりましたという流れの基に、上段のほうは生かしていくんですけれども、この部分を、削除させていただく流れとなりました。

山城教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがですか。特に、ご質問等ないようですので、議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、議決といたします。

続けて参ります。議案第31号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第31号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」、那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、県費負担教職員の育児休業等の請求について字句整理等を行うため、この案を提出いたします。詳細については、学校教育課より説明いたします。

山城教育長 学校教育課 お願いします。

比嘉副参事 よろしく願いいたします。資料の1ページ、2ページが改正の新旧対照表です。3ページから5ページが今回の説明資料となります。3ページをご覧ください。

改正の趣旨ですけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、沖縄県育児休業条例、沖縄県服務規程の改正が行われたことに伴い、県に準じた改正を行うものでございます。主な改正点といたしましては、育児休業が原則1回から2回とすることが可能になったことによる改正でございます。県費負担教職員の育児休業については、県の条例が適用されますが、服務については、市が服務監督することとなっているため、県に準じた改正を行うものでございます。

主な改正内容ですけれども、まず第24条の第1項の部分です。こちらは、法律の第2条第1項の規定に基づき県費負担教職員は育児休業を取ることができるものを、

法律の第2項に変更しているものでございます。下のほうに法律抜粋という記載がありますけれども、第2条第1項では3歳に達するまで育児休業をすることができますということを規定していて、第2項で育児休業の承認を受けようとする職員は、任命権者に対し、その承認を請求するものとするということで、第1項よりは第2項を引用したほうが適切ではないかということで、法規調整の中でありましたので、第2項の規定に基づき、育児休業を請求するよう改正しております。改正前は、承認を受けようとするときはという言い回しだったんですけども、こちらを、承認を請求しようとするときはの言い回しのほうが適切ではないかということで、法律でもそういうふうな言い回しなので、このように改正しているものでございます。

次に、第2項です。今回の改正で、原則2回の育児休業ができるようになったため、育児休業等計画書による再取得の要件を削除するものでございます。これまでは、2回目の育児休業をするためには、育児休業計画書を事前に提出しておく必要がありました。10ページをご覧ください。左側が旧様式のイメージです。これまでは、育児休業等計画書という計画書を2回目取るときに必要となっていました。ページを戻っていただいて、8ページ右側が新様式のイメージですけれども、こちらで、2回目も請求できるようになり、計画書自体が不要になったということで削除するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第3項、ここは、8ページの様式を見ながら説明したいんですけども、先程も説明しましたが、これまで、左側の休業承認請求書、こちら1回の請求で使う様式でしたけれども、今回から1回目、2回目、3回目以降も、この様式は適用されなくなったために、この旧様式を削除するという規定になっております。

次に、4ページ、第25条。育児休業、今までは、再と延長があったものが再がなくなって延長だけ残るというものでございますけれども、9ページの様式、これまでは左側です。育児休業再請求書と育児延長請求書という様式だったんですけども、この再請求の部分が、2回目以降は先程の様式でできることになったので、再はなくなって、延長だけ残るといふところでの改正でございます。1枚戻っていただきまして、こちらの文言としては、4ページの第25条、育児休業期間を延長しようするときはという言い回しを、育児休業の期間の延長を請求しようするときはと、今回の改正によって言い回しを改正しております。

次に、第26条です。前2条というのは、26条の前の、25条と24条のことを指してまして、前2条の育児休業承認請求書と育児休業再請求書を、第24条の育児休業承認請求書及び前条の育児休業延長請求書ということで、より具体的な条文を指した言い回しに改正しております。どちらも使われている表現ではあるんですけども、一つ一つを指した言い回しに修正しております。また、請求書についての提出

について、承認を受けようとする日の、前20日までだったものを、ひと月前までに提出と改正しております。こちらは、県に準じて、ひと月前の提出に改正しております。理由といたしましては、本人の申請から県で承認されるまでに時間を要するため、変更しております。それから、これまで戸籍抄本を、必ず提出するための添付資料としていたんですけれども、今後は出生証明書であるとか、母子健康手帳の出生届出証明書の添付でも可能となり、提出がしやすくなったと考えております。

次に5ページ目です。第28条につきましては、育児短期間勤務に関する規定でございます。こちらは、第28条の第1項として、先程の、24条の第1項、育児休業の改正と同様の改正となっております、法律の引用を第1項から第2項に変更、承認を受けようとする時はという言い回しを、承認を請求書する時はという言い回しに整理しております。次に第2項です。こちらは、先程の10ページをご覧ください。左側の育児休業等計画書、育児休業を2回目を取る時に、この計画書は不要となったので、短時間の部分が残って、改正後は、育児短時間勤務計画書の部分だけになっております。今回の改正については、以上となります。よろしくお願ひいたします。

山城教育長 ただいま学校教育課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 ちょっと確認です。県費負担職員だから、任命権者は県で、これが学校にいる教職員というのは、服務監督は、各市町村の教育委員会が服務監督権があると。又、もう一つ、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するともあります。この様式が示されているんだけど、校長の承認というのが、校長が、これにどういうふうに関わっているのかなと見てみたら、所属長の意見くらいしかないんですけど。要するに、育休を取ると、それなりに学校経営というのも影響が出て来る訳だから、校長との関りは、どうなっているのかなということが一つ。もう一つ、この訓令というのは、どういう時に使うのかな。訓令というこの用語ですね。例えば、先程は規則制定についてとか、あるんだけど。訓令というのは、どういう時に使っていたかなと思って、お聞きしたいと思ひます。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 まず、訓令についてですけども、訓令については、上位の者から下位の者に対するものです。

本仲委員 通知、通達みたいなものですか。これが、法律に関わっているとか、条例に関わっているとかという慣例で使われているのかなと思ひまして。

比嘉副参事 内部的な規範というか、こういうふうな事務をやりますというふうなものです。

本仲委員 そういう意味ですね。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 教育長が職員に対して命令を出す時のものが訓令となっております。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 それから校長との関りはどうなっているのかな。様式では、学校名、職名、氏名というのは、これは本人ですよ。ここに所属長が承認するみたいな箇所がないと思いますが、聞きたいのは、校長がこれにどう関わっていくのかなと思ひまして。

山城教育長 学校教育部 お願いします。

比嘉副参事 同じ服務規定、第46条で、書類の提出という項目があつて職員が教育長に提出する書類は、全て校長を経由しなければならないという規定があるので、職員から申請があつたものは、全て校長が確認して提出するということになっております。特に印鑑の押印等はなく、校長を通して、校長が確認して、提出してもらっている流れになっていまして、添付書類として、所属長の意見書というふうなことで添付してもらっています。育児休業と育児休業延長請求については、校長の意見書を添付してもらっています。

山城教育長 校長の意見書が、添付されるのか、されないのか。校長を通して素通りなのか、何かしら校長が作る書類があるのかどうか、ということですよ。

本仲委員 当然、校長を通さないといけないというのは、前提だと思うんですよ。所属長というのは校長ですから。これの様式というのはあるんですか。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 所属長意見書ということで、校長の意見書があります。

山城教育長 意見書がある。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 これは示されてないですよ、今、提示された資料の中には。当然ある訳ですよ。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 9ページの資料を見ていただければと思います。9ページの右側ですね。

山城教育長 本仲委員、お願いします。

本仲委員 校長、所属長の意見を付するということですね。そこに校長印は押さないということですか。

比嘉副参事 そうですね。基本的には対内文書になるものですから、押さなくても。

山城教育長 本仲委員、お願いします。

本仲委員 現場では、先生方と事務職員でも、やっているんですよ。今の説明で分かりました。

山城教育長 ほか、ありませんか。二木委員、お願いします。

二木委員 育児休業は、男性もとれるんですよ。ちょっとお伺いしたいんですけど、これ、個々の続柄、職員との続柄ということ、書かないといけない訳ですよ。それで、女性が自分が産んだ子どもの育児休業、これが普通だと思うんですが、例えば事実婚であるとか、男性が、その子どもの、自分の子か、どうか、別として、配偶者、見届けの配偶者の子どもの育児休業取りたいとかね。そういうケースも、今後、出てくる



のではないかと。学校の先生にも。いろんな形態がありますので、そういう時には、これは、現状として適応されているのかということと、今後、どうなのかということも、ちょっと、分からないことは分からないで良いんですけれども、ちょっとお聞かせいただいても良いですか。

山城教育長 それでは学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 今、現在、ちょっと把握はできていないです、申し訳ありません。

山城教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 これ、戸籍抄本を添付書類としていたというのを、出生証明書や母子健康手帳の出生届済で根拠とするとしているので、多分、戸籍抄本で根拠書類としていけば、同じ戸籍に入っていないと子として認めるのは、難しいと思うんですけど、戸籍抄本を使わないのであれば、名前、名字が違ってきますけれど、これは私の子ですって言って、所属長が認めれば、この人の子ですね、みたいなことであれば通りそうですけれどね。

二木委員 今後の課題としてね。いろんな家族が出てきますよね。例えば養子縁組はしていないけれど、新たにパートナーになった人のお子さんに、自分も、子育てに関与するというようなケースもいっぱい出て来るんじゃないかなと。将来というか、今もあるんじゃないかと思うので、今後ね。やっぱり、どういう形でか、対応していかなければならないことかなと思います。

山城教育長 二木委員からの、今後のことについて、ご指摘を含めたご意見と受け止めていただいたら良いかなと思います。実際、法的に、どんなふうな家族なのか、認められ方をしているのかによって、多分、違ってくかとは思いますが、今後、その辺をきちんと、はっきりさせながら、これが適応されるか、されないか、といったところを、検討していかないといけない。只、あくまでも、これは国であったり、県であったりというものを受けてということに、最終的にはなるかとは思いますが、二木委員、どうぞ。

二木委員 例えば、LGBTなんかに関してだと、国の判断を超えて、那覇市は、例えば制定したりしていますよね。だから、今後、そういうケースが、那覇市の教員の中で出てきた場合には、那覇市として、国を差し置いても判断していかなければならないことがあるので、私は個人的な意見として、やはり、そういうパートナーシップでも認めて行って、子育てに、しっかり、父親の関与も大いに。という方向でやって行っていただきたいというのが意見です。

山城教育長 只、小中学校の教員は県費負担職員で、給料は、国と県が持っているという所を踏まえると、那覇市が単独で判断というのは、若しかしたら難しいかも知れないですね。あくまでも、やっぱり、国、特に県レベルでの判断がないと、中々、那覇市が独自に認めるということは、若しかしたら難しいかも知れないという所があるかと思いますが、その点も含めて、今後の動きなどに、注視して、速やかに、又、対応ができるよ

うにお願いをいたします。よろしいですか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 服務監督権は市町村にある訳だから、この辺で押して行ったらどうかと思いますね。

山城教育長 ほか、いかがですか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 11ページの参考資料なんですけれど、那覇市のほうの、恐らく育児休業承認請求書なんですけど、ここに、配偶者の氏名と、配偶者がどれだけ育児休業を取ったのかということを書かないといけないみたいなんですけど、これを書く、書かないで、何か、この方の休業の期間とか、休業を取れるか、取れないかに、影響する項目なのか。その項目が必要なのか、どうかということなんですけれど、何か、影響があるんですか、わざわざ書くということは。配偶者が育休を取ったかの影響が、どうかということについて、お聞きしたいと思います。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

比嘉副参事 休憩をお願いします。

山城教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 再開します。ほかに、ご質問、ご意見等ございますか。それでは議案第31号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第31号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」は、議決といたします。

続けて、議案第32号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第32号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市就学援助の規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。提案理由でございます。令和5年度より就学援助の費目に卒業アルバム代等を追加するため、この案を提出いたします。詳細については、担当よりご説明申し上げます。

山城教育長 それでは学務課 宮川課長、お願いします。

宮川課長 よろしくお願ひいたします。お手元に資料はございませんが、最初に就学援助について、ご説明いたします。就学援助は経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの必要な経費の一部を援助するものでございます。資料の2ページから4ページに、改正前の規則全文を付けております。現行の就学援助の費目等につきましては、2ページが一番下から3ページにかけてございます。第4条第1項において、第1号の学用品費から第10号の小学校入学準備金までの10の費目が、現在、示されております。

1 ページをご覧ください。今回の改正では、改正後の段にあるように、第11号に卒業アルバム代等を追加するものでございます。ここでいう卒業アルバム代とは、小学校を卒業する児童、又は、中学校を卒業する生徒に対して、通常、制作する卒業アルバムや卒業記念写真の購入費でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま学務課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 大変、助かると思うんですけど、卒業アルバム等々、お金が出るので。私、公式に聞いたのは初めてだったのですが、中学校の制服代は、何になっているんですか。5番の新入学児童生徒の学用品費等になるんですか。

山城教育長 学務課 宮川課長、お願いします。

宮川課長 そのとおりでございます。

仲本委員 分かりました。制服も、かなりの負担で、丁度、県の教育委員会からですかね。制服のリユースに、学校内で取組んでいるかという調査が来た所ではあるんですけど、かなりのインパクトがあるので、制服などについても、前も言いましたが、体育着もそうなんですけれど、価格なども、色々、凡例に従うだけではなく、見直していただいて、援助していただくのも、とても助かるんですけど、実際、出て行く出費のほうも、見直しが定期的にあつたら良いなとは思っています。よろしくお願いいたします。

山城教育長 学務課 宮川課長、どうぞ。

宮川課長 令和5年度につきましては、令和4年度までの単価から、令和5年度からは、国基準の方にそった形となっています。以上でございます。

仲本委員 ありがとうございます。

山城教育長 ありがとうございます。ほかに、いかがですか。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 再開します。この件に関して、ほかに、ご質問、ご意見等ございますか。それでは議案第32号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第32号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」は、議決といたします。

続けて参ります。議案第33号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 議案第33号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する

規則の一部を改正する規則制定について」、別添のように変えております。提案理由であります。勤務時間の割振りについて、教育相談課に勤務する職員においては、見直しを行った結果、規定の削除、小学校及び中学校に勤務する職員、調理員等については、業務効率化を図るため、新たな規定の追加、休憩時間欄中については、字句整理を行うものです。内容については、総務課よりご説明します。

山城教育長 総務課 石川課長、お願いします。

石川課長 よろしくお願ひいたします。それでは1ページをご覧ください。特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則でございます。那覇市の職員は、通常、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則ので、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までが勤務時間で、そのうち12時から13時までが休憩時間とされておりますが、部署によりましては、昼の休憩時間も市民対応のために窓口対応している部署であるとか、図書館のように、土曜日、日曜日に開館している部署などにつきましては、この特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則に基づいて、勤務時間や休憩時間について定めることになっております。今回、見直しが必要でしたので、改正させていただいております。

まず、表のみだしについてでございますが、現行は欄中、センタリングのみだしになっているんですけども、これらを全て、改正後は左寄せに統一する形になっております。

次に教育相談課に勤務する職員のうち、所属長が指定するものにつきましては、業務を見直した結果、(1) 8時30分から17時15分までと、(2) 11時30分から20時15分までの勤務形態で対応が可能であることから、(3) 13時15分から22時までという文言につきましては、削除いたします。これにあせまして、休憩時間欄も字句の整理をいたします。

次に図書館に勤務する職員及び学校給食センターに勤務する職員の休憩時間欄につきましても、字句の整理をいたします。

続きまして小学校及び中学校に勤務する職員につきましては、学校給食に関する業務に従事する職員の業務の効率化を図る必要があるために、7時15分から15時45分までの勤務時間を新たに割振ります。あわせまして休憩時間欄につきましても字句の整理を行うことになるということになります。以上が規則改正の説明でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 以前から、凄く疑問だったんですけど、先生達、実際に休憩取るのも、とても大変じゃないですか。この45分というのも、小学校に関しては、特に、低学年なんか

は、見守りせずに45分間、あの集団を放っておくわけにはいかないので、中々、やっぱり、実際問題として取りづらいと思うんですね。保育の場では、休憩を取るために、休憩を取るためのパートを入れることができるんですけど、それで、休憩を取るためにパートを入れることで、正規職員は休みを、ちゃんと取るということをしてくださいというふうに言われているんですけど。この45分の間、休憩は、お互いで、調整しながら取ることで、子どもの見守りに関しては現場で調整してくださいということになっているのか、でも授業時間があるので、調整にも限度があるので、実際問題として、どういうふうを取ってくださるというのを推奨しているのかということをお聞きしたいです。

山城教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 それでは再開します。この件に関して、ご質問、ご意見等、ほかに、ございますか。それでは議案第33号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 それでは議案第33号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決といたします。

それでは報告に移ります。報告1「令和4年度教育行政マネジメントの実施結果について」の説明をお願いします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 報告1「令和4年度教育行政マネジメントの実施結果について」、別紙のとおり報告いたします。令和4年度教育行政マネジメントの実施について、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その実施結果を報告いたします。内容については、総務課よりご説明いたします。

山城教育長 総務課 石川課長、お願いします。

石川課長 よろしく申し上げます。それではお手元の資料1ページをご覧ください。那覇市教育委員会では、第3次那覇市教育振興基本計画に掲げる具体的な取り組みなどを適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に具体的な組織目標を定めて、PDCAサイクルにより継続的、効果的に業務管理する仕組みとしまして、那覇市教育行政マネジメントシステムを構築しております。このマネジメントシステムに基づきまして、各年度において指定された事務事業の進捗管理を行っております。今年度はマネジメント事務事業としまして、全部で19件の事業を指定して年度目標を設定し、進捗管理を行いました。マネジメント事務事業の指定につきましては、昨年6月29日に開催されました第6回教育委員会会議で報告さ

せていただいております。マネジメントは3つの種類に区分して実施しております。

まず教育長マネジメントは、教育行政を推進する上で、特に重要及び緊急な政策・課題に関する事務事業。部長マネジメントは、部の重要課題に関連する事務事業を、課長マネジメントは、課の主要課題に関連する事務事業を、それぞれマネジメントしております。

実施結果といたしまして、Sの目標を上回り達成が1件、Aの達成が10件、Bの概ね達成が7件、Cの一部達成が1件で、Dの未達成はございませんでした。以下、詳細につきましては、担当のほうから報告させていただきます。

山城教育長  
新里主査

総務課 新里主査、お願いします。

それでは資料の2ページ目をお願いします。今回の評価基準と総合評価について載せています。資料の下の総合評価について、これまでは達成状況を、「達成」、「概ね達成」、「一部達成」、「未達成」の4段階で評価していましたが、今回より最高評価にSの目標を上回り達成を追加して、その下を、「A達成」、「B概ね達成」、「C一部達成」、「D未達成」として5段階評価としました。それにあわせて、資料の上の3つの視点の評価に関して事業の実施状況などを評価する「効率性」と事業の成果を評価する「有効性」の基準について、年度目標を達成した場合には4点、年度目標を上回り達成した場合は5点とすることを目安として評価を行いました。評価は、妥当性、効率性、有効性の3つの視点から点数を付けて、その合計点数に応じて5段階の総合評価を決定します。

資料の3ページ目をお願いします。令和4年度マネジメント評価結果一覧表ということで、各事務事業の評価結果、総合評価と評価点数を一覧にしています。生涯学習部長マネジメントの「那覇市健康ウォーキング推進事業」は、総合評価「S 目標を上回り達成」、又、課長マネジメントNO2の「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画の策定」は、総合評価「C 一部達成」としました。そのほか、ご覧のとおり評価となっております。全体的に見て、今年度は新型コロナの感染状況が前年度より落ち着いて事業を実施できた面があるかと思います。

4ページは、各課ごとのマネジメント事業の件数を載せています。5ページ目は、このマネジメントシステムの年間スケジュールを載せています。今回の報告は、表の一番下の⑨の段階で、今回の報告の後、実施結果を各課へ通知して、ホームページでの公表を予定しています。

6ページ以降は、マネジメントで評価した事業ごとに、事業概要、年度目標、総合評価、今後の展開などを載せています。評価内容については、今年度は、まだ終了しておりませんので、3月末の見込み、又は現時点の実績に基づいて評価を行っていません。各課の評価の中で総合評価「S 目標を上回り達成」となりました「那覇市健康ウォーキング推進事業」については、資料の7ページに載せています。評価について、

今年度、コロナ禍において2年連続で大会の開催が出来なかった経験を踏まえまして、感染状況に柔軟に対応できる事業計画を立案して、コース・経費の見直し、感染対策を徹底した運営を図りながら、各団体が連携して、大会・講座を開催することが出来ました。大会開催は3年ぶりとなりますが、参加人数は3,924人で、目標を上回る結果となりました。ということで、今年度の高い評価としております。

又、総合評価が「C 一部達成」となりました「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画の策定」については、資料の10ページ目に載せています。評価について、子どもの施策に関わる関係課・機関と子どもの読書に関する役割、現状と課題、取組みをまとめ、計画案を作成することができましたが、当初の予定よりスケジュールの遅れが出てしまいましたので、次年度の早い時期で策定を行う予定をしております。その他の事業については、ご覧のとおりの評価となっております。以上が、令和4年度教育行政マネジメント実施結果についての報告となります。そして、今後の評価の活用についてですが、今回のマネジメント事業の中から対象事業を選定しまして、今回のマネジメントの評価を基に教育事務点検評価という外部評価を行う予定をしております。今回のマネジメントの内部評価と、この後、行う教育事務点検評価の外部評価を連動させることにより、教育振興基本計画の進捗管理としてPDCAのサイクルが、より効果的に図られることを目的に実施いたします。尚、第3次教育振興基本計画の中の、文化財の保護に関することにつきましては、文化財課のほうで執行しております。こちらにつきましては、市長部局において実施している組織目標管理のほうで進捗管理をしておりますので、後程、報告2のほうで、文化財課のほうから説明を予定しております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

山城教育長 　　ただいま総務課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 　　3ページの評価結果一覧の中で、那覇市健康ウォーキング推進事業というのが、総合評価で、Sになっていますね。このマネジメントの評価が、Sになるとね。むしろ課題があるんじゃないかなと感じるんです。大体、S付けるのは、目標を凄く上回っているか、或いは、目標がちょっと低いんじゃないかということが考えられると思うんですけれども、この那覇市健康ウォーキング事業というのは、大変、素晴らしい事業でね。本当に、市民の健康増進に、凄く寄与しているなということを考えるんですけれども、3年ぶりの開催だから、3,900名を超えていると。例えば、参加人数は、上限が何人となったら安全なのか。今のところ、非常に結果がよくて、上手く進んでいるなと思うんです。只ね。僕も20キロに参加したことがあるんですけれども、結構、足に来るんですよ、僕らの年齢になると。毎日歩いているんですけども。それで、やっぱり、こういうふうなコース設定の課題が出て来ないかなとかね、或いは、安全面から考えると、何人までを受け入れるのか。可能な人たちを、全部、受け入れ

ていくのか。今後、この辺の課題が出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。僕が20キロに参加した時には、相当、埋まるんですよ。こんなに多い人間が、公道を歩いて大丈夫なのかなと不安を抱えながらいるんだけど、でも、安全なんですよ。途中途中で、横断歩道とか、信号に引っかかるので、幾つかのグループに分かれて行動するので、これは、安全なんだなと思ってはいました。只、S評価となると、むしろ今後、課題が出て来るんじゃないかなと思うんですよ。Aだったら問題ではないんですけど、Sになると、それが、むしろ課題になるんじゃないかなということを、今、ちょっと感じました。以上です。

山城教育長 総務課、コメントをお願いします。

小嶺部長 ありがとうございます。マネジメント、何かをするときの評価をする場合には、初期で、今年の年度目標を決めています。事業全体の完成形ではなくて、今年度はどのような目標を立てるかというのを、まず決めて、それを目指して事業を進めて行くんですが、その目標の立てたものに対して、達成か、未達成か、それを上回っているか、というような物差しをもって評価をしていると。今回は、その事業当初の目標を予定以上に、いろんな部分で達成したということです。細かくは書いていませんけれども、特にコロナ禍であったので、実は、どのようにして、安全に運用できるのかとか、協賛企業がコロナ禍で厳しい状況の中で、協賛金が本当に集まるだろうか、どのような形で運営して行くか、そういう諸々の厳しい部分があって、本当に実施が出来るのかどうかも厳しい中で、実際、来ていただいた方が3,924人。応募は4,000人を、かなり超えていました。途中で、コロナ禍なので安全面を配慮する形で、応募期間を途中で打ち切る判断をしています。そういう部分を含めて、当初の目標を、かなり上回っていたので、今回の年度目標に対しての評価としては、こういう評価をしたということです。只、今後、次のステップのところでは、いろんな課題が出てきますので、それは次年度以降の課題として、高い目標を立てながら、又、やっけて行かないといけないかなと思っております。私からは、以上です。

山城教育長 ありがとうございます。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 確認ですけども、事前応募と、そして当日参加も可能ですよね。

山城教育長 お願いします。

小嶺部長 今回、当日参加というのは取らなかったです。やはり例年、当日参加が、かなりの数の方がいらして、そこで密になったりということと、又、受付など、やり取りをしないといけない部分がありましたので。コロナ禍でなければ良かったのですが、コロナ禍だったので、そういう部分も検討しながらでした。後は、健康ウォーキングなので、あまり長距離は、今回は控えましょうねということで、コースの見直しをしているところです。例年にないものを3年ぶりに実施できたという部分で評価しているところです。



山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 当日参加は認めないということで、ひとつの方向として、いいことだなというふう  
に思います。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。それでは報告1「令和4年度教育行政マネジメントの実施  
結果について」は、終了してよろしいですか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 それでは報告1「令和4年度教育行政マネジメントの実施結果について」は、終了  
いたします。

それでは本日の最後となります。報告2「第3次教育振興基本計画の進捗状況につ  
いて(文化財課関係分)」の説明をお願いします。市民文化部 渡慶次部長、お願いし  
ます。

渡慶次部長 渡慶次でございます。報告第2「第3次教育振興基本計画の進捗状況について(文  
化財課関係分)」、那覇市の目標管理制度の組織を活用して報告をさせていただきま  
す。組織目標については、2件ございますけれども、具体的な中身の達成状況につい  
ては、文化財課長のほうから報告をいたします。

山城教育長 文化財課 大城課長、お願いします。

大城課長 文化財課 課長の大城です。それでは令和4年度文化財課組織目標の「第3次那覇  
市教育振興基本計画」に関連する2つの組織目標の達成状況についてご説明いたしま  
す。お手元に配布しております目標管理シートに基づいてご説明いたします。1ペー  
ジ目をご覧ください。組織目標1「壺屋焼物博物館展示室環境整備の実施」でござい  
ます。達成水準は、映像解説及び映像シアターの制作としております。第3次那覇市  
教育振興基本計画においては、施策7「文化が保存され継承されるまちをつくる」、  
具体的な取組みとして、(3)地域の文化資源の保存・継承・活用についてとなりま  
す。達成状況は10月に公募型プロポーザルを実施し、令和4年10月19日に契約  
を締結して、令和5年3月15日に完了しています。現在、検査を行っており、公開  
は4月からとなります。

次に、組織目標2「収蔵庫の確保及びあり方の検討」です。第3次那覇市教育振興  
基本計画において、同じく施策7の具体的な取組みとして、(2)埋蔵文化財発掘調  
査で出土した遺物の保管・管理・活用となります。達成水準は、南納骨堂の改修及び  
移転を終了するとしております。達成状況は、改修工事の設計を8月末に完了し、改  
修工事を2月末に完了、現在、市民会館からの資料の移転作業を行っており、3月末  
を完了予定としております。以上が、文化財課の取組み、組織目標の報告でございま  
す。ご審議、よろしく申し上げます。

山城教育長 ただいま文化財課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見  
等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは報告2「第3次教育振興基本計

画の進捗状況について(文化財課関係分)」については、以上で終了といたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第22回教育委員会会議(定例会)を終了といたします。お疲れ様でした。又、次年度もよろしくお願いいたします。

#### 案件の審議結果

議案第29号	支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第30号	那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第31号	那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について	原案どおり可決
議案第32号	那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第33号	特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決